

滋賀県奨学資金について

1. 滋賀県奨学資金の制度概要

事業開始時期：昭和 4 1 年 4 月、ただし平成 1 4 年 4 月制度改正

・貸与要件

次の から のいずれにも該当する者で修学に意欲を有する者

保護者等が県内に居住する者

高等学校、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校、特別支援学校（高等部）、専修学校（高等課程）に在学する者

世帯の収入が基準額（生活保護基準の 1 . 7 倍）以下である等、経済要件を満たし、学資の支弁が困難と認められる者

現に国や都道府県の他の同種の奨学資金を受けていない者

・種類・金額等（貸与利率は無利子）

区 分		自宅通学	自宅外通学
奨学金（月額）	国公立	18,000円	23,000円
	私立	30,000円	35,000円
入学資金 （入学時のみ）	基本額 国公立・私立とも	50,000円	
	私立加算額	限度額150,000円 （ただし、入学金相当額の範囲内）	

・返還要件

返還期間：貸与期間終了後 6 ヶ月を経過したときから 10 年以内

返還方法：月賦、半年賦または年賦による均等償還

・過去 3 年間の貸与実績

	貸与者計	国公立	私立	貸与額計	国公立	私立
H21	1,086 人	754 人	332 人	301,507 千円	169,915 千円	131,592 千円
H22	1,086 人	699 人	387 人	311,050 千円	157,396 千円	153,654 千円
H23	975 人	597 人	378 人	281,621 千円	133,849 千円	147,772 千円

・平成 2 4 年度貸与者の世帯所得

世帯所得	貸与者数	比率
350 万円以上	320 人	32.6%
200 万円以上 350 万円未満	330 人	33.7%
200 万円未満	330 人	33.7%
合計	980 人	100%

2. 過去3年間の推移

資金名	年度	収入未済額	滞納者 実人数	収納率		
				現年	繰越	合計
滋賀県 奨学資金	H21	86,906,495 円	627 人	73.9%	5.0%	49.3%
	H22	105,171,046 円	636 人	78.7%	10.5%	51.2%
	H23	123,737,448 円	769 人	79.0%	11.9%	51.1%

3. 未収金発生のパターンと今後の増減見込み

現年調定額の増加とともに収入未済額も増加する傾向にある。

本制度は、条例改正により平成 14 年に事業拡大して以降、毎年度の新規貸与者数が約 380 人、新規貸与者への貸与金額が、平均約 115,305,000 円となっている。

その貸与者が返還期を迎え、現年調定額が毎年度平均約 18,877,000 円ずつ増加している。

・主な条例改正内容

	平成 13 年度以前	平成 14 年度以後
貸与基準額（所得額）	日本育英会の収入基準 の 1.1 倍以下	生活保護基準の 1.7 倍 以下

・条例改正前後の貸与基準額の比較

	平成 13 年度以前	平成 14 年度以後
貸与基準額(4人世帯所得)	3 1 4 万円	5 5 3 万円

4. 未収金対策の取り組み状況

平成 22 年度と平成 23 年度は、緊急雇用創出特別推進事業を活用して滞納整理嘱託職員を 3 名配置し、文書催告、電話催告、訪問催告を実施した。催告人数は、平成 22 年度は延べ 5,300 人、平成 23 年度は延べ 3,223 人。

平成 24 年度は、過去の催告を通じても反応がない者や所在不明者等の収納が困難な者への催告に重点を置いている。

・平成 24 年度取り組み状況（実人数）

繰越未済完納	4 1 人
分納	9 9 人
共同管理	3 5 人
共同管理候補	8 4 人
当課催告	7 3 人
合計	3 3 2 人

（平成 24 年 11 月 30 日現在）

平成 26 年度までの 3 ヶ年度をかけて、総務部財政課と連携しながら繰越未済額の減少に努めるとともに、口座振替による返還方法が収納率向上に効果的なことから、口座振替の利用を一層促進することにより、新たな収入未済の発生の防止に努める。

5. 滞納者への訴訟の見込み

（共同管理候補案件）84 人 滞納額合計 37,297,300 円